

建築物等の解体等工事に係る 石綿粉じんの規制について

令和3年3月発行 神戸市広報印刷物登録

令和2年度 第685号（広報印刷物規格 A-1 類）

石綿（アスベスト）含有建材は平成16年頃まで多くの製品が製造されていましたが、平成18年9月に一部の特殊製品を除き、石綿製品の製造・使用等が全面禁止されました。

現在は、現存する石綿使用建築物の解体等工事において周辺への飛散防止が最も重要な課題となっており、その対策として大気汚染防止法や兵庫県環境と保全と創造に関する条例により石綿の事前調査、対象工事の届出義務、作業基準の遵守義務等が規定されています。また、令和3年4月施行の改正大気汚染防止法により、石綿の飛散防止対策がさらに強化されます。

建築物等（建築物及び工作物）の 解体等工事（解体・改造・補修工事等）について

○建築物等の解体等工事を行う元請業者、自主施工者、下請負人は次ページ以降の義務を遵守して、解体等工事を施工してください。解体等工事の発注者の方は、これらの義務が適切に実施できるよう、石綿の事前調査に協力し、発注条件に配慮してください。

○工事現場の周辺住民に対して、工事の概要、アスベスト含有建材の有無、アスベスト含有建材除去作業の内容、作業時間、苦情処理体制等について事前に十分説明してください。なお、苦情が発生した場合は迅速かつ的確な対応をお願いします。

※周辺住民等との信頼関係を構築し適切な工事が施工できるようリスクコミュニケーションを図るには、次のガイドラインが参考になりますので、活用してください。

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（平成29年4月環境省）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/105630.pdf>

○その他工事に伴う騒音、振動、粉じん等の発生低減に努めてください。

○本パンフレットに記載していないことなどで、工事や届出等についてわからないことがあれば、神戸市HP「アスベストに関するよくある質問」を確認してください。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kankyokyoku/air/asbestos/faq.html>



お問合せ・届出先

〒651-0086

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST2階

環境局環境保全部環境保全指導課

電話 : 078-595-6222

FAX : 078-595-6256

e-mail : kankyo_sidou_taiki@office.city.kobe.jp

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kankyokyoku/air/asbestos/index.html>



建築物等（建築物及び工作物）の解体等工事（解体・改造・補修工事等）を行う際は、法令等で定める以下の事項を遵守して工事を施工する必要がありますので、必ず実施してください。

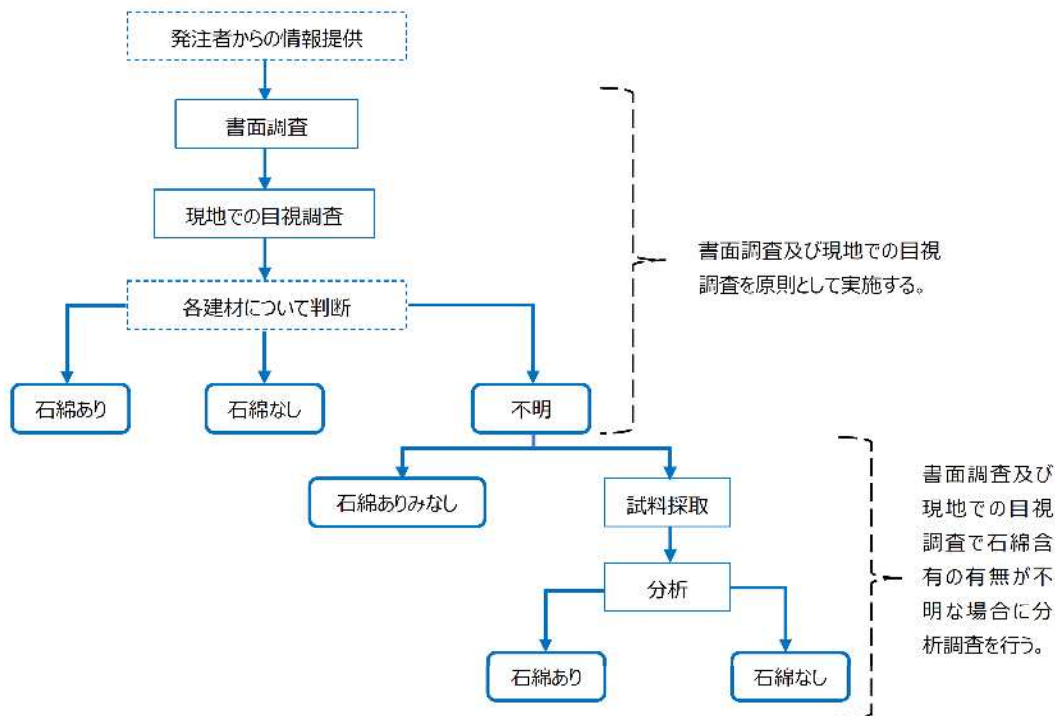
特定建築材料、特定粉じん排出等作業、特定工事、届出対象特定工事とは	
特定建築材料	：吹付け石綿(レベル 1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル 2) 石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等(レベル 3)
特定粉じん排出等作業	：特定建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造、補修すること。
特定工事	：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事。
届出対象特定工事	：吹付材、石綿含有の保温材・断熱材・耐火被覆材の除去等を伴う建設工事。

1. 解体等工事施工前に実施しなければならないこと

(1) 石綿の事前調査の実施（第 18 条の 15 第 1 項・第 4 項）

元請業者及び自主施工者は、解体等工事の施工前に、解体等工事を行う建築物等に特定建築材料が使用されているか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査等^{※1}で調査を行わなければなりません。

※1：事前調査の方法（規則第 16 条の 5）



平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当する解体等工事であることが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要です。

○ 建築物の事前調査を行う者^{※2}（必要な知識を有する者）（令和 2 年環境省告示第 76 号）

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅等の調査に限る）
- ④ 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

※2：令和 5 年 10 月 1 日からの適用ですが、義務付け適用以前においても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

なお、工作物については、事前調査を行う者の要件はありません。

(2) 事前調査に関する記録(第18条の15第3項及び第4項、規則第16条の8)

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、解体等工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

★ 記録事項 ☐ 解体等工事の発注者の氏名、名称、住所、法人の場合は代表者の氏名 ☐ 解体等工事の場所、名称、概要 ☐ 事前調査の方法、事前調査を終了した年月日 ☐ 解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日 《建築物等の設置の工事に着手した年月日が平成18年9月1日以前の場合等はさらに》 ☐ 解体等工事を行う建築物等の概要 (鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造等の建築物等の構造、階数、延べ面積等) ☐ 改修工事の場合は、作業の対象となる部分 ☐ 解体等工事を行う建築物等の部分の建築材料が特定建築材料に該当するか否か、その根拠 《分析による調査を行った場合はさらに》 ☐ 調査を行った箇所 ☐ 調査を行った人の氏名、所属する機関または法人の名称

(3) 事前調査結果等の発注者への説明

(第18条の15第1項及び第3項、規則第16条の6、第16条の7)

解体等工事の元請業者は発注者に対して、作業開始の日までに(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)下記の事項について、書面に記載して説明を行わなければなりません。また、説明に用いた書面の写しを解体等工事の終了した日から3年間保存しなければなりません。

★ 発注者への説明事項 ☐ 事前調査の結果、事前調査の方法、事前調査の終了年月日 ☐ 事前調査が困難な箇所があった場合、当該箇所とその理由 《特定工事に該当する場合》 ☐ 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ☐ 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法 ☐ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ☐ 特定工事の施工者の現場責任者の氏名、連絡場所 《届出対象特定工事に該当する場合はさらに》 ☐ 隔離等の措置を行わない時は、その理由 ☐ 建築物等の概要(構造・階数・延べ床面積等)、配置図、付近の状況 ☐ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、その現場責任者の氏名・連絡場所

(4) 作業計画の作成（法第 18 条の 14、規則第 16 条の 4 第 1 号）

特定粉じん排出等作業を行う場合、特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業開始前に、下記の事項を記載した作業計画を作成し、現場に備え付け、手順等の見直しがあれば、適宜計画を修正しなければなりません。

★ 記載事項
☐ 特定工事の発注者の氏名、名称、住所、法人の場合は代表者の氏名 ☐ 特定工事の場所 ☐ 特定粉じん排出等作業の実施期間 ☐ 対象特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ☐ 特定粉じん排出等作業の方法 ☐ 対象の建築物等の概要（構造・階数・延べ床面積等）・配置図・付近の状況 ☐ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ☐ 特定工事の施工者の現場責任者の氏名・連絡場所（施工体制図等含む） ☐ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、その現場責任者の氏名・連絡場所

特定粉じん排出等作業の方法では、具体的な作業の方法、石綿飛散防止措置及び順序を記載してください。記載が必要な事項は以下の通りです。

【全ての作業で記載が必要な事項】

・ 施工部位、施行数量 ・ 作業場、施工区画の明示（立入禁止区画の明示と立入禁止措置方法） ・ 作業者の入退場管理の方法 ・ 除去等の方法、手順（試験施工する場合はその手順も含む）、作業手順を変更した場合のルール（作業者への周知、自治体・労働基準監督署への連絡（必要な場合）、計画の修正等） ・ 石綿等の粉じんの発散防止又は抑制方法 ・ 周辺への粉じん飛散防止方法（湿潤化の方法） ・ 使用機器等（薬液等を含む） ・ 清掃の方法 ・ 取り残しの有無の確認方法（実施者、方法） ・ 廃棄物の処理の方法（除去された石綿の種類（廃石綿等または石綿含有産業廃棄物、処理方法及び廃棄物発生量の見込み、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の一時保管場所と保管方法及び掲示方法、処理施設場所と運行経路（処理ルート）、産業廃棄物処理業（収集運搬と処分）の許可証、委託契約書の写しを添付） ・ 作業環境測定の方法（実施する場合） ・ 大気環境測定の方法（実施する場合）
--

【隔離養生（負圧不要）を伴う除去等作業で記載が必要な事項】

・ 隔離養生の方法 ・ けい酸カルシウム板第 1 種を切断等により除去する際は、切断等以外の方法によることが技術上困難な理由及び切断等を行う箇所 ・ 石綿含有仕上塗材を電動工具を使用し除去を行う際は使用する電動工具等
--

【負圧隔離養生を伴う除去等作業で記載が必要な事項】

- ・ 負圧隔離養生の方法（隔離シート等の設置方法、集じん・排気装置の設置方法（台数、換気能力、気流の流れの計画等））
- ・ セキュリティゾーンの設置方法
- ・ 作業終了時及び中断時に洗身を十分に行うことができる作業方法及び順序（隔離空間における作業終了又は中断から、休憩等の次の予定に移るまでの間に、隔離空間における作業に従事した労働者が一人一人身体に付着した石綿等を十分に洗い落とし、全員が退出できる十分な時間が確保されていること）
- ・ 作業開始前の確認事項（集じん・排気装置の事前点検、負圧状況の確認）
- ・ 作業中の確認事項（機器の点検、集じん・排気装置のフィルタ交換頻度、負圧管理、保護具、漏えいが疑われる状況が確認された場合の対応方法）
- ・ 作業後の確認事項（隔離空間内の清掃方法、隔離空間内の粉じんの処理方法、薬液等散布方法）
- ・ 隔離を解除する際に、石綿繊維が大気中へ排出され、又は飛散のおそれがないことの確認方法
- ・ やむを得ない事情により総繊維数濃度測定を行わない場合はその事情（グローブバッグを使用する場合）
- ・ グローブバッグの製品概要（シートの厚さ等）
- ・ 除去作業開始前の密閉状況の点検方法
- ・ 湿潤化の方法
- ・ グローブバッグを外す方法、グローブバッグから工具等を持ち出す際の方法

（５）下請負人に対する説明（第 18 条の 16 第 3 項、規則第 16 条の 11）

特定粉じん排出等作業を行う場合、特定工事の元請業者又は下請負人は、下記の事項について、請け負わせた他の者に対し、説明をしなければなりません。なお、説明は請負契約の書面に記載するなど文書によって行うようにしてください。

★ 説明事項

- ☐ 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
- ☐ 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法
- ☐ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

（６）届出の実施（大気汚染防止法第 18 条の 17、兵庫県条例第 57 条）

特定粉じん排出等作業を行う際の届出対象などは下記のとおりです。必要な書類などについては、9 ページの届出要領に記載しています。

対象工事	特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材 ^{※3} ）の解体、改造、補修作業、除去・封じ込め・囲い込みなどを行う工事（届出対象特定工事）	・ 特定石綿含有材料を含む解体・改修工事 ^{※4} ・ 延べ床面積が 1,000 ㎡以上の建築物の解体工事 ・ 石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等（下地調整材含む）を使用している延べ床面積が 80 ㎡以上の建築物の解体工事
届出名称	特定粉じん排出等作業実施届	特定工作物解体等工事实施届
届出義務者	施主（工事発注者または自主施工者）	工事施工者（元請業者または自主施工者）
届出期限	除去作業にかかる養生開始日の中 14 日前まで	解体等の工事を始める日の中 7 日前まで
備考	※3：製造又は現場施工時に石綿を意図的に含有させたり、石綿が当該建築材料の質量の 0.1 % を超えるもの。吹付け石綿、石綿含有吹付ロックウール、石綿含有吹付パーライト・バーミキュライト（ひる石）など。	※4：大気汚染防止法で定める特定粉じん排出等作業に該当しない作業（配管エルボ部分の保温材に触れない位置での切断原型撤去等が該当する）

2. 解体等工事施工中に実施しなければならないこと

(1) 事前調査に関する記録の写しの備置き（第18条の15第5項）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に係る解体等工事を施工するとき、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に常に備え置かなければなりません。

(2) 事前調査結果等の掲示（第18条の15第5項、規則第16条の9及び第16条の10）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して、A3 サイズ以上の掲示板を、公衆の見やすいように掲示しなければなりません。特定建築材料の使用がない場合も結果の掲示は必要となりますのでご注意ください。

★ 掲示内容
☐ 解体等工事の元請業者等の氏名、名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
☐ 事前調査の結果、事前調査の方法、事前調査を終了した年月日
☐ 特定建築材料の種類

(3) 特定粉じん排出等作業を行うに係る掲示

（規則第16条の4第2号、兵庫県告示第8号の2（平成8年1月8日））

特定粉じん排出等作業を行う場合、特定工事の元請業者又は自主施工者は、A3 サイズ以上の掲示板を、公衆の見やすいように掲示しなければなりません。掲示板を掲示していない場合、作業基準適合命令又は工事の一時中止命令の対象となり、命令に従わない場合は罰則規定が設けられています。ただし、延べ床面積が1000㎡以上の建物の解体工事で、特定粉じん排出等作業を行わない場合、こちらの掲示板は不要です。

★ 掲示内容
☐ 特定工事の発注者及び元請業者等の氏名、名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
☐ 届出年月日、届出先（神戸市環境局環境保全部環境保全指導課）
☐ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名、連絡場所
☐ 特定粉じん排出等作業の実施期間、方法

(4) 適切な特定建築材料の除去作業の実施

（法第18条の19、第18条の20、規則第16条の13、第16条の14、兵庫県条例第58条）

吹付けアスベスト及びアスベスト含有断熱材等の除去については、下記の3つの方法により施工しなければなりません。違反した場合は、直接罰の対象となりますので注意してください。

1. 飛散性アスベスト含有建材の破砕等をすることなく、そのまま建築物等から取り外す方法
2. 隔離養生措置（IS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用）を行い、隔離した場所において除去を行う方法
3. 2つ目の方法と同等以上の効果を有する方法（グローブバッグを使用して、密封状態を保ったまま保温材を除去する方法など）

このほか、解体等工事の元請業者及び下請負人は大気汚染防止法の作業基準及び兵庫県条例の飛散防止基準（10 ページ以降）を遵守して特定建築材料の除去作業を行う義務がありますので、これら作業基準等に従い適切に除去作業を行ってください。

(5) 下請負人に対する元請業者の指導（法第18条の22）

特定工事の元請業者は、各下請負人が特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、各下請負人の分担関係に応じ、各下請負人の指導に努めなければなりません。なお、特定粉じん排出等作業を下請負人が施工し、元請業者が施工しない場合においても、法第18条の19の義務や作業基準が遵守されていない場合、下請負人だけでなく元請業者に対しても、作業基準適合命令や罰則が適用されますのでご注意ください。

(6) 除去等の完了の確認(規則第16条の4第5号)

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の完了後(粉じん飛散防止処理剤散布前、隔離措置を講じた場合は隔離を解く前に)、確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、特定建築材料の取り残しがないことを、目視により確認し、その結果を記録しなければなりません。

○ 確認を適切に行うために必要な知識を有する者(工作物は②のみ)

- ① 建築物石綿含有建材調査者等(一戸建石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- ② 当該解体等工事にかかる石綿作業主任者

確認の範囲	確認事項
解体等工事着手前に事前調査等を行った範囲における措置が適切であるかの確認	・ 事前調査で特定建築材料と判定された建材に対して措置されているか ・ 吹付されていた部分、取り付け部分に石綿が残留していないかどうか ・ 周辺の柱や梁等の隙間等に石綿が残留・落綿していないかどうか ・ 清掃が実施されているか
解体等工事前に事前調査等で確認できなかった範囲における措置の確認	・ 解体工事の着手後、特定粉じん排出等作業開始前に特定建築材料の有無を確認しているか ・ 特定粉じん排出等作業開始後に確認された特定建築材料への措置が適切に実施されているか ・ 石綿の取り残しがないことを確認する者は、事前調査等結果及び特定粉じん排出等作業開始後に追加で事前調査を行った範囲の調査結果をそれぞれ把握したうえで取り残しがないことを確認すること

(7) 負圧隔離養生作業内の石綿粉じんが飛散する恐れがないことの確認(規則第16条の4第6号)

負圧隔離養生作業内の石綿粉じんが飛散する恐れがないことの確認は、特定建築材料を除去した下地や骨材に粉じん飛散防止処理剤を散布した後、場内の清掃を行った上で集じん・排気装置を90分以上稼働し、総繊維数濃度の測定を行い、外部の一般環境と同程度の総繊維数濃度になっていることを確認することにより行ってください。

(8) 特定粉じん排出等作業の実施の記録(規則第16条の4第3号及び第4号)

特定工事の元請業者、自主施工者、下請負人は、解体等工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまで保存しなければなりません。記録の作成に当たっては、作業基準の各規定に対応した当該作業の実施状況がそれぞれ確認できるよう、写真、動画等を使用して行ってください。また、作業の途中で作業の計画に変更が生じた場合は、変更の内容を記録してください。

このほか、元請業者は、各下請負人が作成した記録により、特定粉じん排出等作業が、作業計画に基づき適切に行われているか確認してください。

★ 記録事項
☐ 確認年月日、確認の方法、確認の結果、確認者の氏名 (※ 補修等の措置を講じた場合については、その内容も記録すること)
《負圧隔離養生を行う場合はさらに》
☐ 集じん・排気装置の正常な稼働の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果、確認した者の氏名
☐ 負圧の状況の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果、確認した者の氏名
☐ 除去等の完了の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果、確認した者の氏名
☐ 隔離を解く前に大気中への石綿粉じんが飛散する恐れがないことの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果、確認した者の氏名

3. 特定建築材料の除去作業後に実施しなければならないこと

(1) 特定粉じん排出等作業の結果の報告（法第 18 条の 23、規則第 16 条の 15）

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了した時点で、下記事項について遅滞なく発注者に書面で報告しなければなりません（特定建築材料の除去作業が完了する時点と工事全体が完了する時点が異なる場合は、工事全体が完了する前であっても報告すること）。報告に当たっては、必要に応じて作業の実施状況を確認できる写真等を用いて行ってください。また、報告に用いた書面の写しを特定工事の終了した日から 3 年間保存しなければなりません。

★ 報告事項

- ☐ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ☐ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
(対象建築物の名称及び所在地、元請業者（法人名および代表者氏名）、除去等作業を行った者（下請負の場合は下請負人）、作業の概要）
- ☐ 除去等の完了の確認を行った年月日、確認結果、確認者の氏名、確認を行った者が登録規程に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称
- ☐ 異常時の対応、計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

(2) 特定粉じん排出等作業の結果の記録（法第 18 条の 23、規則第 16 条の 15）

特定工事の元請業者、自主施工者は、特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録を特定工事の終了した日から 3 年間保存しなければなりません。作業基準の各規定に対応した当該作業の実施状況がそれぞれ確認できるよう、写真、動画等を使用して記録を作成してください。また、作業の途中で作業の計画に変更が生じた場合は、変更の内容を記録してください。

★ 記録事項

- ☐ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所
- ☐ 下請負人が特定粉じん排出等作業を行う場合、下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所
- ☐ 特定工事の発注者の氏名、名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- ☐ 特定工事の場所
- ☐ 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間
- ☐ 特定粉じん排出等作業の実施状況
- ☐ 除去等の完了の確認をした年月日、確認の結果、確認を行った者の氏名、確認を行った者の登録規程に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習修了証の写し
(アスベスト含有建材の除去等の措置を講じた場合は、その内容も記録すること)

《届出対象特定工事の場合》

- ☐ 集じん・排気装置の正常な稼働の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果、確認した者の氏名
 - ☐ 負圧の状況の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果、確認した者の氏名
 - ☐ 隔離を解く前に大気中への石綿粉じんが飛散する恐れがないことの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果、確認した者の氏名
- (※ 補修等の措置を講じた場合については、その内容も記録すること)

4. その他

(1) 作業基準適合命令（法第 18 条の 21）

作業基準を遵守していないと認めるときは、作業基準適合命令又一時停止命令を行うことがあります。

(2) 報告及び検査（法第 18 条の 26 条、兵庫県条例第 152 条）

事前調査、アスベスト含有建材の除去方法等や結果について報告を求めたり、工事現場、事務所等に立入検査を行うことがあります。

(3) 罰則（法第 33 条の 2、34 条、37 条、兵庫県条例第 163 条、164 条）

届出を怠る、虚偽の届出を行う、法第 18 条の 19 の義務に違反する、作業基準適合命令に従わない、報告・検査を拒む等、法律や条例の規定に違反したものに対しては、罰則が適用されることがあります。

届出要領

届出に必要な書類は以下のとおりです。必要事項を記入し、期日までに提出してください。

1. 届出の提出部数

正本とその写し 計2部（写しについては受付印押印後、返却します。）

2. 提出書類

○特定粉じん排出等作業実施届出の提出書類

- ・特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の4）
- ・別紙（作業区画が複数ある場合は、作業区画毎に記入してください）
様式及び記入例は下記HPに記載しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kankyokyoku/air/asbestos/tokuteihunzin.html>



○添付書類

- (1) 委任状（発注者が届出を持参する場合は不要）
- (2) 作業計画（4ページ1.(4)の作業計画と同じもの）
 - ・付近見取図（現場周辺の立地状況が分かるもの）
 - ・配置図（敷地境界線、掲示板設置場所、工事施工場所を明記する）
 - ・工事工程表（石綿除去等作業の工程を明示するとともに、工事全体の主要過程を記載する）
 - ・平面図、床伏図、断面図（石綿使用箇所、主要寸法、作業区画及び養生範囲と養生方法、前室の位置、負圧除塵装置位置、排気ダクト経路及び排気口の位置、作業室容量など工法に必要な情報を記載する）
 - ・除去等の方法、手順
 - ・負圧計算書（負圧養生を行う場合に添付する）
 - ・使用機器等（HEPA掃除機や飛散抑制剤など、除去作業に必要なもの） など。
- (3) 掲示板
- (4) 石綿分析結果報告書（みなしとする場合は不要）
- (5) 近隣対応計画書

□特定工作物解体等工事実施届出書の提出書類

- ・特定工作物解体等工事実施届出書（様式第14号）
- ・別紙
様式及び記入例は下記HPに記載しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kankyokyoku/air/asbestos/tokuteikaitai.html>



□添付書類

- (1) 解体工事にかかるアスベストチェックリスト（棟毎に作成すること。工作物、改修工事の場合は不要）
- (2) 作業計画（4ページ1.(4)の作業計画と同じもの）

石綿含有建材が無い場合不要。ただし、付近見取り図、現場図面、工程表は添付すること）

 - ・付近見取図（現場周辺の立地状況が分かるもの）
 - ・現場図面（掲示板設置場所、シート養生、散水栓の位置を明示する）
 - ・工程表（内装材撤去など作業の各工程を明示するとともに、工事全体の主要過程を記載する）
 - ・除去等の方法、手順
 - ・使用機器等（HEPA掃除機、養生シートなど必要なもの） など。
- (3) 掲示板（石綿含有建材がない場合は不要）
- (4) 近隣対応計画書

3. 工事中の届出事項の変更について

届出内容に変更が生じた際は、工期内に速やかに当課までご相談ください。

○ 大気汚染防止法に基づく作業基準（大気汚染防止法施行規則別表7 第18条の14 関係）

1 解体作業（下記2・5を除く）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。
- ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
- ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。

2 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（吹付け石綿を除く）を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（下記5を除く）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
- ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

3 石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（下記5を除く）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）
- ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
 - (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

4 石綿含有成形板を除去する作業(下記5を除く)

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
 - ロ イの方法により特定建築材料(ハに規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
 - ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
 - (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くにあつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

5 解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

6 改造又は補修作業

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。
- ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うにあつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。
- ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込みを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

○ 環境の保全と創造に関する条例に基づく基準（兵庫県条例 平成 8 年 1 月 8 日告示第 8 号の 2）

1 粉じんの大気中への飛散を防止するための基準

- (1) 防じんシートその他の資材で、工事現場が覆われていること。
- (2) 散水その他の方法により、工事現場が湿潤化されていること。

2 石綿粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準

- (1) 特定石綿含有材料及び非飛散性石綿含有材料(環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成 8 年兵庫県規則第 1 号)第 15 条第 2 項ただし書に規定する石綿を含む建設材料で特定石綿含有材料以外のものをいう。)の使用状況(材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。)を設計図書その他の書面及び目視によって調査し、その結果に基づき工事の適切な施工計画が定められていること。なお、書面及び目視調査により使用状況が明らかにならなかったときは、分析による調査を行うこと。ただし、特定石綿含有材料又は飛散性石綿含有材料に該当するものとみなして、石綿粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (2) 石綿を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な措置が講じられていること。
- (3) 特定石綿含有材料の除去作業は、解体又は改修の工事に先立って実施されていること。

- (4) **特定石綿含有材料の除去作業においては、次の措置が講じられていること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する石綿粉じんの排出又は飛散を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。**

ア 除去作業を行う場所は、プラスチックシート等で覆うなどして周辺と隔離すること。

イ 隔離した作業区画の出入口には、前室を設けること。

ウ 隔離した作業区画は、石綿粉じんの排出又は飛散を防止することのできるフィルタ(日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタをいう。)の付いた換気装置によって換気し、常時負圧を保つこと。

エ 除去する特定石綿含有材料を薬液等により湿潤化し、特定席面含有材料を除去した部分には、石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布すること。

オ 除去作業に使用した工具、資材等は、付着した石綿を取り除いた後、隔離した作業区画の外へ搬出すること。

カ 隔離に使用したプラスチックシート等は、真空掃除機等で掃除した後、石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布し、隔離した作業区画内の空気の除じんを十分行った後に取り外すこと。

- (5) **除去作業を行う場所へ立ち入ることができない等の理由により、(4)に定める措置を講ずることが困難な場合は、石綿粉じんの排出又は飛散を防止するために散水又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。**

- (6) **特定石綿含有材料の封じ込め作業又は囲い込み作業においては、次の措置が講じられていること。**

ア 封じ込め作業又は囲い込み作業の実施前に、特定石綿含有材料の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、劣化が著しい場合又は建材下地との接着が不良な場合は、当該特定石綿含有材料を除去すること。

イ 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等の接着性、浸透性等の性能を確認し、適正なものを使用すること。囲い込み作業において石綿粉じんの飛散を防止するために飛散防止剤を使用するときも同様とすること。

ウ 特定石綿含有材料に、全面にわたって、又は部分的に表面が荒れ、はく離した形跡がある場合には、作業場所の隔離、フィルタの付いた換気装置による換気等の特定石綿含有材料の除去作業に準じた作業を行うこと。

- (7) **非飛散性石綿含有材料は、切断又は破砕を行わず、原形のまま手作業により撤去されるものであること。ただし、作業に著しい支障が生ずるときは、薬液等による湿潤化等の石綿粉じんの飛散防止措置を講じた上で、撤去されるものであること。**

- (8) 撤去された非飛散性石綿含有材料の車両への積み込みにおいても石綿粉じんの飛散防止措置が講じられていること。

- (9) 特定石綿含有材料の除去作業、封じ込め作業若しくは囲い込み作業又は非飛散性石綿含有材料を使用する建築物の解体作業(以下「石綿除去作業等」という。)の期間中は、工事現場の公衆の見やすい場所に、別記の標識を掲示すること。

- (10) 石綿除去作業等の終了時においては、工事現場及びその周辺に、特定石綿含有材料及び非飛散性石綿含有材料の破片その他の石綿を含有するくずが残存しないよう真空掃除機による清掃その他の適切な措置が講じられていること。

(別記)

2の(9)の標識は、次の事項が記載された標識で縦 42.0 センチメートル以上、幅 29.7 センチメートル以上又は長さ 29.7 センチメートル、幅 42.0 センチメートル以上のもので、下地の色は、特定石綿含有材料を使用する建築物の解体又は改修の工事に係るものにあつては黄色、その他のものにあつては白色とする。

- (1) 石綿除去作業等を行っている旨 (2) 届出年月日、届出先 (3) 発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所
- (4) 法人である場合の代表者の氏名 (5) 建築物の解体・改修工事の期間 (6) 作業期間及び作業方法
- (7) 石綿粉じんの大気中への排出・飛散防止措置の概要 (8) 連絡先